

黒潮町プレミアム付飲食券・商品券事業実施要項

1 事業の目的

町では、新型コロナウイルス感染症流行によるイベント自粛及び外出自粛で停滞している町内の経済状況を緊急に支援するとともに、地域における消費活動を喚起・下支えすることを目的に、町内の飲食店、商店及び事業所等で使用できる黒潮町プレミアム付飲食券・商品券（以下「飲食券等」という。）の販売事業を実施します。

2 事業概要

- (1) 飲食券等の名称 黒潮町プレミアム付飲食券
黒潮町プレミアム付商品券
- (2) 発行者 黒潮町
- (3) 販売（予定）額 飲食券 50,000,000円
商品券 50,000,000円
合計 100,000,000円
- (4) 販売価格 1セット 4,000円
※4,000円で5,000円分の商品券が購入できます。
1セット当たり 500円×10枚=5,000円
- (5) 販売（予定）数量 飲食券 10,000セット
商品券 10,000セット
合計 20,000セット
- (6) 利用方法 あらかじめ本飲食券等の取扱店として登録された店舗等が
取扱う商品の購入・サービス提供の対価として利用
- (7) 使用期間 令和2年7月20日（月）～
令和2年12月31日（木）

3 プレミアム率

25%（4,000円で5,000円分の飲食券等を購入）

4 飲食券・商品券の有効期限

令和2年7月20日（月）～令和2年12月31日（木）

有効期限を過ぎた飲食券等は無効となり、利用できません。

ただし、有効期限期間内に新型コロナウイルスの感染拡大により、町内飲食店、商店及び事業所等が営業自粛を余儀なくされ、飲食券等の使用が一時的に出来なくなったときは、有効期限を延長する場合があります。

5 飲食券・商品券の利用範囲

次に示す内容については、飲食券等の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税及び使用料などの公租公課

6 飲食券・商品券の利用に係る注意事項

- (1) 飲食券等の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金額の支払いは行わないこと（つり銭は支払わないこと。）
- (2) 飲食券等の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。
- (3) 未利用の飲食券等がある場合でも返金はできません。
- (4) 販売対象者の要件に該当しないことが判明したとき、又は上限額を超えて重複購入が判明したときは、飲食券等を返還、又は飲食券等を使用した金額の返還をしていただきます。
- (5) 第三者への譲渡、転売、換金を行わないでください。

7 飲食券・商品券購入対象者

令和2年7月1日現在で住民基本台帳に記載されている6歳以上の方。

8 飲食券・商品券の販売額等

町民一人当たり、飲食券・商品券それぞれ上限 20,000円
上限金額まで飲食券等を必要なセット数購入可能です。

9 飲食券・商品券の販売時期

令和2年7月20日（月）～令和2年9月30日（水）

ただし、先着順により販売し、各飲食券・商品券が完売したときは終了とします。

10 飲食券・商品券の販売場所

- (1) 黒潮町役場本庁、佐賀支所
- (2) 町内郵便局
 - ① 荷稻郵便局 ② 佐賀郵便局 ③ 上川口郵便局
 - ④ 浮鞭郵便局 ⑤ 大方郵便局 ⑥ 田野浦郵便局

販売期間は、令和2年7月20日（月）～

令和2年8月31日（月）

令和年9月1日（火）以降は、黒潮町役場本庁、佐賀支所のみでの販売となります。

11 飲食券・商品券の換金

- (1) 飲食券・商品券換金取扱金融機関
 - ① 幡多信用金庫 入野支店 ② 幡多信用金庫 佐賀支店

- | | | | |
|-----------|------|-----------|------|
| ③高知銀行 | 佐賀支店 | ④四国銀行 | 中村支店 |
| ⑤ J A 高知県 | 大方支所 | ⑥ J A 高知県 | 佐賀支所 |

(2) 飲食券等の換金方法

特定事業者は、町が指定した飲食券・商品券取扱金融機関において黒潮町プレミアム付飲食券・商品券等特定事業所登録証明書又は登録カードを提示し、令和2年12月31日(木)までの特定取引において受け取った飲食券等を提出して、令和3年2月26日(金)までに券面記載の金額を届出口座への振り込みを申し出てください。

飲食券・商品券取扱金融機関は、その券面金額に相当する金銭を、特定事業者の届出口座へ振り込みをします。

令和3年3月1日(月)以降は、黒潮町役場海洋森林課商工係に飲食券・商品券を提出し、役場から届出口座へ振り込みをします。

なお、役場での換金可能期間については、令和3年3月31日(水)までとします。

1.2 問合せ先

黒潮町プレミアム付飲食券・商品券事業に関する事及び取扱店舗に関する事

黒潮役場佐賀支所 海洋森林課商工係

〒789-1795 高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 1

TEL 0880-55-3115